

# 【栄区版】令和8年4月一次申請 受付のご案内

## - 令和8年4月1日から市内の保育施設の利用を希望される方 -

本案内は「令和8年度横浜市保育所等利用案内」の補助的なものです。

必ず「令和8年度横浜市保育所等利用案内」をよくお読みください。

一次申請は 郵送 または オンライン<sup>※1</sup> で受け付けます

- ・郵送の場合は認定・利用調整事務センター宛て、オンラインの場合はマイナポータルから申請します。詳しく述べは、横浜市保育所等利用案内 P12~13 をご覧ください。
- ・現在保留中の方や転園をご希望の方も、改めて申請が必要です。

申請期間	令和7年10月10日(金)～令和7年11月6日(木)
	郵送の場合は締切日消印、オンライン申請の場合は23時59分までの送信分が有効

- ・書類に不足や不備がある場合は、区役所からご連絡します。不足や不備の書類等は、認定・利用調整事務センター宛に、令和7年11月28日(金)までにお送りください【消印有効】。締切に間に合わなかった場合は、二次審査に反映します。
- ・区役所窓口では、提出書類の確認を行いません。  
書類の書き方等で不明な点は、専用ダイヤルにお問い合わせください。  
045-664-2607：8時～20時(土日祝日を含む)
- ・横浜市外に転出予定で、市外の保育所等の利用を希望する場合は、転出先の自治体へ直接お問い合わせください。

### ※1 <例外> 区役所の窓口で申請を受け付ける方

次の1、2に該当する方は、区役所窓口で利用申請を受け付けます。郵送、オンラインでは申請できません。

1 横浜市外への転出予定はないが、市外の保育所等の利用を希望する場合	「横浜市保育所等利用案内」 P14参照
2 個別に支援を必要とするお子様(障害や重い食物アレルギー、発育・発達の遅れなど)、医療的ケアの必要なお子様の場合 *お早めにご相談ください。	「横浜市保育所等利用案内」 P4参照

窓口受付締切日	令和7年11月6日(木) 午後5時まで
場所	栄区役所本館 2階 25番窓口

一度提出された書類の返却はできません。  
ご提出前にコピーを取り、保管されることをお勧めします。

## <選考結果のお知らせについて>

### 【一次申請】

令和8年2月上旬までにお知らせします。選考結果を事前にお電話等で回答することはできません。

### 【二次申請】

一次調整後、受入枠に余裕がある場合に限り、令和8年2月10日(火)を申請締切として二次調整を行います。受付は窓口、郵送又はオンライン申請です。

結果は令和8年3月10日前後にお知らせします。

## <就労証明書に関する注意事項>

ご提出前に、就労証明書の記載漏れがないか、記載内容に誤りがないかをご自身でも必ずご確認ください。利用調整上のランクに影響します。

### (特に注意すべき事項)

- ・利用調整上のランクは、「一月あたりの就労日数」及び「就労の合計時間(月間)」で判断します(変則就労の場合は、週間での記載も可能です)。
  - ・就労時間(合計時間)には休憩時間を含めます。
  - ・雇用開始日を必ず記載してください。
  - ・現在育児休業取得中の方は、No.15「入所内定時育休短縮可否」を必ず記載してください。
- ※父母ともに5月1日には復職している必要があります。
- ・夜勤が月2日以上ある場合は「夜勤証明書」を提出してください。
- ※その他、就労証明書裏面の「記入する際にご確認いただきたいこと(重要)」も必ずご確認ください。

## (参考)横浜市給付認定及び利用調整に関する基準等(抜粋)

### 別表2「利用調整基準」

#### (基準の考え方)

- ※ ランクは、A B C D E F G H I の順に利用調整の順位が高いものとします。
  - ※ 保護者それぞれのランクが異なる場合は、順位の低いランクを適用します。
  - ※ 障害児・医療的ケア児・児童福祉の観点から保育が必要な児童については、この利用調整基準を基に別途に利用調整します。
  - ※ 利用調整に当たっては、保育が必要な理由別の下記の「ランク表」に基づきA～Iの順に区分し「その他の世帯状況」とともに総合的に保育が必要な程度を判断し、利用調整の順位を判断します。
- ※1 「11 その他」のランクは当該児童・世帯の状況に応じて別途判断します。

保護者が保育できない理由、状況		ランク
1 就労 (内定含む)	月 20 日以上かつ就労時間月 160 時間以上就労している。	A
	月 20 日以上かつ就労時間月 140 時間以上 160 時間未満就労している。	B
	月 16 日以上かつ就労時間月 96 時間以上就労している。	C
	月 16 日以上かつ就労時間月 64 時間以上 96 時間未満就労している。	D
	月 12 日以上かつ就労時間月 64 時間以上就労している。	E
	就労時間月 64 時間以上就労している。	F

「横浜市給付認定及び利用調整に関する基準」等は以下の横浜市ウェブサイトからご覧いただけます。

### 《横浜市ウェブサイト》

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/riyou/kijun.html>



## <利用申請書における利用希望施設・事業>

より多くの施設・事業をご記入いただいた方が、入所の可能性は高まります。通勤等の手段や経路を工夫する、小規模保育事業等の地域型保育事業や認定こども園も見学する園に加えるなど、幅広い視点で希望する施設を探すことをおすすめします。

## <お知らせ>

・令和8年4月「ぶれすと大船ほいくえん」(認可保育所関係)及び「ハートフルキッズ本郷台保育園」(小規模保育事業)が開所予定です。  
また、令和8年4月に横浜保育室「つくし共同保育所」が小規模保育事業へ移行予定です。

・各園で入所希望者向け説明会が行われますので、ご活用ください。

事前説明会



・保育園選びには「えんさがしサポート☆よこはま保育」をご活用ください。  
年度の募集人数や申込人数、園の様子がわかる写真など園選びの参考  
になる情報が載っています。

えんさがしサポート



・就労証明書を記入するにあたっての注意事項をご案内します。就労先の就  
労証明書を記入する方にお知らせいただくことをお勧めします。

就労証明書



・栄区の幼稚園、保育園等の情報や、令和8年4月の募集予定人数は、栄区  
ウェブサイトをご確認ください。

栄区ウェブサイト



・申請書の記入例やその他様式は、利用案内や横浜市ウェブサイトをご確認  
ください。

市ウェブサイト



## <一時保育事業について>

・週3日程度の保育利用でも差し支えない場合は、一時保育事業の利用を  
ご検討ください。なお、ご利用の際は施設へ直接お申込みください。

市ウェブサイト



【問合せ先】 栄区こども家庭支援課 保育・教育担当 電話:045-894-8463